(2) 自由は土佐の山間より

民撰議院をつくれ 明治政府に対する国民 の不満が、一揆や士族の反乱としておこっているのを見た板垣退助たちは、このままでは 苦労してつくった新しい政治がだめになってしまう、一日も早く、国民が選んだ議員による議会をつくって、政治を国民が参加したものにかえなければいけないと考えました。そこで、後藤 象 二郎たちといっしょに、1874 (明治7) 年、民撰議院設立建台書を政府にさしたし、自由民権運動をおこしました。

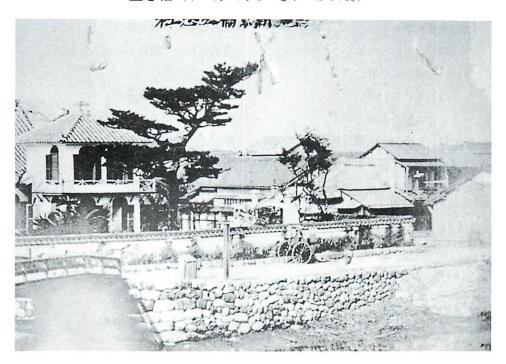
自由は土佐から 板垣退助は、自由民権運



板垣退助の像(高知公園)

動をさらにすすめるため、片岡健吉・林有造らといっしょに「立志 という学校をつくって学 習会を開いたり、新聞を出して、新しい考えをひろめていきました。





自由民権を説く植木枝盛は「民権かぞえ歌」「民権田舎歌」を つくりました。また、主権在民や基本的人権をもりこんだすぐれた 憲法案もつくりました。

民権かぞえ歌

ーツトセー 人の上には人ぞなき 権利にかわりがないからは コノ人じゃもの

ニットセー ニッとはない我が命 すてしも自由のためならば コノいとやせぬ

三ツトセー 民権自由の世の中に まだ目のさめない人がある コノあわれさよ

四ツトセー 世の開けゆくそのはやさ 親が子供におしえられ コノかなしさよ

五ツトセー 五つにわかれし五大州 中にも亜細亜は半開化 コノかなしさよ

六ツトセー 昔おもえば亜米利加の 独立なしたるむしろ旗 コノいさましや

セットセー 何故おまえがかしこくて 私等なんどは馬鹿である コノわかりやせぬ 植木枝盛

ハツトセー 刃で人を殺すより 政事で殺すがにくらしい コノ罪じゃぞえ

九ツトセー ここらでもう目をさまさねば 朝寝はその身の為でない コノ起きさんせ

十トセー 虎の威をかる狐らは しっぽのみえるを知らないか コノ畜生め

(「明治文化全集 | 本より)

民権田舎歌

自由なるぞや人間のからだ頭も足も備わりて心の霊妙万物に越え心と身とが倶わるは一つの天地というもよし自分一人は一人で立ついるで、人は一人でででいる。で人間を自由じゃらでも自由に発生るも自由に発生るも自由に対しまるも自由に対しまるも自由には言いは思いには、

骸は動き足しゃ走る 視たり聞いたり皆自由 自由にするのが我が権利 自由の権利は誰も持つ 権利張れよや国の人 自由は天の賜じゃ 取らぬは吾儕の恥ぞかし おまえ見んかえ籠の鳥 羽があっても飛ぶことならぬ おまえ見んかえ網の魚 鰭があっても游がれぬ おまえ観んかえ繋いだ馬を 蹄があっても走られん 人に才あり力もあれど 自由の権利がない時は 無用の長物益がない

94

(つづく)

植木枝盛の憲法草案(一部)

(東洋大日本国国憲案)

第三十二条 日本各州はすでに寇賊の来襲をうけ危急に迫るにあらざれば戦を なすをえず (侵略戦争の否定)

第四十二条 日本の人民は法律上において平等となす (平等権)

第四十九条 日本人民は思想の自由を有す (思想の自由)

第五十条 日本人はいかなる宗教を信ずるも自由なり (信教の自由)

第五十一条 日本人民は議論をのぶるの自由権を有す (言論の自由)

第五十四条 日本人民は自由に集会するの権を有す (集会の自由)

第五十五条 日本人民は自由に結社するの権を有す (結社の自由)

なか え ちょうみん(4)

中江兆民は、フランス人ルソーの書いた「民約論」(「社会契約論」)を日本語に訳し、自由や平等の権利について説きました。

民権ばあさんといわれた楠瀬喜多し、女性にも選挙する権利ができるとうったえ、だん上から演説をしている時、水を飲むうとしたところを警官にとめられたため、「水を飲む自由もないのか。」といって、警官を追いはらったという伝説が残っています。

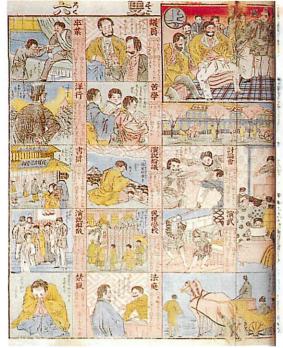
自由民権という考えをひろめる ために、「自由あめ」「自由とうふ」 「自由水」(洗顔水)「自由散」(薬) などが売り出され、「自由湯」とい

中 江 兆 民



楠瀬喜多







民権すごろく

ふり出しが「男女同権」 で、あがりが「国会」と なっている。1882 (明治 15) 年、吉田正太郎作。 (神奈川県立博物館蔵)

うふろ屋もできました。また、「民権おどり」や「民権芝居」など もしました。

自由民権を主張した新聞も発行しましたが、発行をとめられました。発行をとめられると、「新聞の葬式」を出して抗義をしました。 その葬式には、5千人もの人々が参列したといわれています。そして、新聞の名前を変えて別の新聞を発行しました。

泥めんこ (自由民権記念館蔵) 「自由」「板垣」の文字がある



高知新聞の絶命(発行禁止)と葬式を伝える広告

五回死 ま決シテ未タ死セス終 三千六百余萬ノ同胞諸君 一明始十五年七月十四日午後九時 一明始十五年七月十四日午後九時 一明始十五年七月十四日午後九時 一明始十五年七月十四日午後九時 高知新聞社愛友 高知新聞社愛友 高知新聞社愛友 高知新聞社愛友 高知新聞社受表 高知新聞社受表 高知新聞社受表